

避難確保計画 作成要領

令和4年5月

志免町

目次

1	制度概要	2
2	用語	2
3	避難確保計画作成方法	2
4	ひな型（エクセル）を用いて計画作成する	3
5	対象災害選択～目次作成	4
6	様式 1（計画の目的等）	7
7	様式 2（組織編成・役割等）	8
8	様式 3（情報収集・伝達）	9
9	様式 4（避難先・経路）	10
10	様式 5（避難誘導・設備整備）	11
11	様式 6（防災訓練・教育）	12
12	様式 8～12（一覧等）	13
13	自衛水防組織を設置する場合	13
14	別紙 1～3（避難経路・タイムライン）	14
15	既存の計画に追記する場合	16
16	参考資料	21

1 制度概要

平成 28 年 8 月に発生した台風 10 号によって、高齢者グループホームにおいて利用者等の逃げ遅れによる痛ましい被害が発生したことを受け、「水防法等の一部を改正する法律」が平成 29 年 6 月 19 日に施行されました。

これにより、地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、洪水・土砂災害における防災体制や訓練の実施に関する事項を定めた「避難確保計画」の作成および原則年 1 回以上の避難訓練の実施と、計画策定および訓練実施について町への報告が義務づけられました。

2 用語

○避難確保計画

水害や土砂災害が発生するおそれのある場合における要配慮者利用施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画

○要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設や、その他防災上の配慮を要する方々が利用する施設

3 避難確保計画作成方法

(1) 災害リスクを確認する

各要配慮者利用施設は、「志免町防災ハザードマップ」にて、洪水・土砂災害・高潮の中で、どの災害リスクがあるのかご確認ください。

【例 1】ハザードマップで洪水浸水想定区域に該当する場合・・・洪水のリスク

【例 2】ハザードマップで土砂災害警戒区域に該当する場合・・・土砂災害リスク

【例 3】ハザードマップで高潮浸水想定区域に該当する場合・・・高潮のリスク

○志免町防災ハザードマップ

<http://www.town.shime.lg.jp/site/bousai-bouhan/bousaihazardmap.html>

※志免町防災ハザードマップは、令和元年度に配布しております

※紛失された場合は、生活安全課安全安心係 TEL : 092-935-1181 にご連絡下さい

(2) 避難確保計画のひな型・手引きを確認する

災害リスクを確認したら、国土交通省 HP「要配慮者利用施設の浸水対策」に掲載している避難確保計画のひな型・手引きを確認し、それらを利用して計画を作成してください（計画は穴埋めで作成可能です）。

○国土交通省 HP「要配慮者利用施設の浸水対策」

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

※様式は3種類あり、施設によって異なります

【・社会福祉施設 ・学校 ・医療施設 】

○志免町 HP にも様式等を掲載しております。

※「志免町 避難確保計画」で検索してください。

4 ひな型（エクセル）を用いて計画を作成する

国土交通省 HP「要配慮者利用施設の浸水対策」で確認したひな型（エクセル）を用いて、実際に計画を作成します。

なお、本マニュアルでは、例として「社会福祉施設で対象が洪水、自衛水防組織を設置しない場合」で、下記以降に記載例を提示いたします。

※上記、国交省 HP「要配慮者利用施設の浸水対策」に、作成方法の手引きや参考資料等も掲載しておりますので、適宜ご確認ください。

5 対象災害選択～目次作成

(1) 対象災害選択

ひな型（エクセル）を開き、災害選択シートの該当する災害に「○」をします。

入力項目	入力セル	入力例
(対象災害)		
洪水	<input type="radio"/>	○：対象、×：対象外 ○/×
雨水出水	<input type="checkbox"/>	○：対象、×：対象外 ○/×
高潮	<input type="checkbox"/>	○：対象、×：対象外 ○/×
津波	<input type="checkbox"/>	○：対象、×：対象外 ○/×
土砂災害	<input type="checkbox"/>	○：対象、×：対象外 ○/×
(自衛水防組織)		
自衛水防組織	<input type="checkbox"/>	○：有り、×：無し ○/×

準備完了

対象災害選択シート 作業シート

【ポイント】

- ※対象災害が土砂災害や高潮の場合は、洪水を×とし、対象となる災害を○とします
- ※対象災害が、洪水と高潮の場合は、両方が○となります
- ※自衛水防組織（努力義務）を設置する場合は、○としてください。

(2) 表紙の作成

対象災害を選択すると、表紙に対象災害が自動入力されますので、施設名と作成年月日を記入してください。

社会福祉施設 避難確保計画

対象災害：水害（洪水）

【施設名： 志免〇〇老人ホーム】

2022 年 4 月作成

(3) 目次の作成

ひな型（エクセル）には、記入するページの横に記入例が記載されていますので、記入例に沿って入力を行ってください。

自衛水防組織を設置しないため、様式 1～12 と別紙 1～3 の作成となります。

その際に、志免町に提出が必要な様式は、青色に着色されます。

	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式 1	1
2	施設の概要	様式 1	1
3	施設が有する災害リスク	様式 1	1
4	防災体制	様式 2	2～6
5	情報収集・伝達	様式 3	7
6	避難誘導	様式 4	8
7	避難に必要な設備の整備	様式 5	9
8	避難に必要な装備品や備蓄品の整備	様式 5	9
9	防災教育及び訓練の実施に関する事項	様式 6	10
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式 8	12
12	緊急連絡網	様式 9	13
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式 10	13
14	対応別避難誘導一覧表	様式 11	14
15	防災体制一覧表	様式 12	15
-	避難先までの避難経路図	別紙 1	18
-	施設建物内の避難経路図	別紙 2	19
-	タイムライン	別紙 3	20

青色は志免町に提出

【ポイント】

・様式 8～11、別紙 3 は志免町に提出不要ですが、施設で作成が必要ですので、ご確認をお願いいたします。

6 様式 1 (計画の目的等)

様式 1 は、①計画の目的 ②施設の概要 ③災害リスクなどを記入します。

様式 1

1 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法：水防法

2 施設の概要

利用形態	通所	入所
	○	○(長期・短期)

※利用形態を記載
※入所には、長期・短期が分かるように記載

建物の階数	2	階
-------	---	---

※建物の階数を記載

施設の人数

	平日				休日			
	利用者		施設職員		利用者		施設職員	
昼間	約 27	名	約 9	名	約 0	名	約 0	名
夜間	約 9	名	約 2	名	約 0	名	約 0	名

※利用者数は最大の利用者数を記載(おおよその利用者数でもよい)
※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載
※夜間は入所部門の人数を記載

3 施設が有する災害リスク

施設において想定されている災害の種別や災害の大きさ等を記載しましょう。

重要！

水害(洪水、雨水出水、高潮、津波)

洪水浸水想定区域 (洪水)	<input type="checkbox"/> 該当なし	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	最大浸水深	0.5m~3m
			浸水継続時間	---
			家屋倒壊等氾濫想定区域の該当の有無	
		<input type="checkbox"/> 該当	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし	
雨水出水浸水想定区域 (雨水出水)	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> 該当	最大浸水深	
			浸水継続時間	
高潮浸水想定区域 (高潮)	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> 該当	最大浸水深	
			浸水継続時間	
津波災害警戒区域 (津波)	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> 該当	基準水位	
			最大浸水深	
			津波到達時間	

土砂災害

土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> 該当(以下の該当する分類に <input checked="" type="checkbox"/>)
		<input type="checkbox"/> がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)
		<input type="checkbox"/> 土石流
		<input type="checkbox"/> 地すべり(地滑り)

● 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

7 様式 2 (組織編成・役割等)

様式 2 は、防災体制確立時の組織構成と役割分担、休業時の判断を記入します。

洪水または雨水出水

様式 2

4 防災体制

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	統括指揮者 ※全体を指揮		情報連絡班 ※情報収集や伝達		避難誘導班 ※利用者の避難支援		装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備	
	責任者	〇〇	責任者	〇〇	責任者	〇〇	責任者	〇〇
	人数	1	人数	1	人数	10	人数	1
	名		名		名		名	
警戒レベル 1 ↓ 災害への心構えを高める段階	・状況把握、指揮		・気象情報等収集		・(避難誘導体制の確認)		・(避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備)	
	・体制確立の判断		・施設職員への情報伝達		・(避難ルートの確認)			
	・事前休業の判断							
警戒レベル 2 ↓ 注意体制	・状況把握、指揮		・気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集		・避難誘導体制の確認		・避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備	
	・施設職員等召集		・施設職員や避難支援協力者へ連絡		・避難ルートの確認		・移動用車両の手配	
	・(避難開始判断)				・(避難誘導開始)			
警戒レベル 3 ↓ 警戒体制	・状況把握、指揮		・気象情報、水位情報、避難情報等の収集		・避難誘導開始		・要配慮者等の装備品の装箱	
	・避難開始判断		・利用者家族等への連絡				・移動用車両の確保	
			・市町村等への連絡				・避難先への持ち出し品等を運搬	
警戒レベル 4 ↓ 非常体制	・状況把握、指揮		・市町村等への連絡		・避難完了の確認		・避難先での持ち出し品等の管理	
	・避難先での利用者支援の監督		・施設職員への情報伝達		・避難先での利用者支援			
	・(緊急安全確保の判断)				・(緊急安全確保の誘導)			

防災体制一覧表 ⇒ 様式 12

警戒レベル 1 ↓ 災害への心構えを高める段階	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒級の可能性(大雨警報または暴風警報)「中」または「高」が発表された場合 ・台風の接近が予想されている場合
警戒レベル 2 ↓ 注意体制	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨または洪水注意報が発表された場合 ・宇美川の水位(片峰新橋)が氾濫注意水位(2.8m)の場合
警戒レベル 3 ↓ 警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等避難が発令された場合 ・大雨または洪水警報が発表された場合 ・宇美川の水位(片峰新橋)が避難判断水位(3.1m)の場合
警戒レベル 4 ↓ 非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示が発令された場合 ・宇美川の水位(片峰新橋)が氾濫危険水位(3.5m)の場合

● 事前休業の判断について

早期注意情報(警戒級の可能性)の「中」または「高」が発表されている場合や大型台風の襲来が予想される場合、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、翌日の通所部門を臨時休業とする。
または午前8時の時点で、志免町に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

事前休業の判断基準となる防災気象情報等

- 高齢者等避難
- 暴風警報又は特別警報
- 大雨警報又は特別警報
- 洪水警報

※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

【ポイント】

- ・警戒レベル (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/alertlevel.html>)

8

8 様式 3 (情報収集・伝達)

様式 3 は、情報収集や伝達内容について記入します。

5 情報収集・伝達
(1) 情報収集
収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

	収集すべき情報	人手先
共通の情報	【防災気象情報(気象庁)】 ・早期注意情報(警報級の可能性)	・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・防災めーるまもるくん等
	【避難情報(市町村)】 ・警戒レベル3 高齢者等避難 ・警戒レベル4 避難指示 ・警戒レベル5 緊急安全確保	・テレビ、ラジオ ・市町村のHP ・防災行政無線、志免町LINE ・緊急速報メール 等
	【避難所の開設状況(市町村)】 指定緊急避難場所や 福祉避難場所の開設状況	・テレビ、ラジオ ・市町村のHP ・福岡県防災HP 等
	道路の通行止め情報	・日本道路交通情報センターのHP 等
洪水	・洪水注意報、洪水警報 ・大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報 ・キキクル(大雨・洪水警報の危険度分布) ・洪水予報	・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・気象庁HP
	氾濫注意情報、氾濫警戒情報 氾濫危険情報、氾濫発生情報	・志免町防災気象情報システム ・川の防災情報のHP(国土交通省)

様式 3

(2) 情報伝達

警戒レベル	対象情報	主な人手先	伝達内容	情報伝達の流れ	
				発信者	情報伝達先
警戒レベル 1	早期注意情報	インターネット(気象庁HP)	大雨の警報級の可能性「高」が発表されました。災害への心構えを高める段階です。	情報連絡班	施設職員
	事前休業のお知らせ	統括指揮者の判断を確認	〇〇日は、大雨が予想されていますので、施設を休業することになりました。	情報連絡班	施設利用者の家族
警戒レベル 2	職員への招集連絡	統括指揮者の判断を確認	大雨注意報が発表されましたので施設に参集してください。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	洪水注意報	インターネット(気象庁HP)	洪水注意報が発表されました。注意体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	氾濫注意情報	インターネット(川の防災情報)	〇〇川に氾濫注意情報が発表されました。注意体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	大雨注意報	インターネット(気象庁HP)	大雨注意報が発表されました。注意体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
警戒レベル 3	高齢者等避難	役場からの情報	高齢者等避難が発令されました。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	避難先の開設情報	役場へ電話	避難先の〇〇は開設されています。	情報連絡班	避難誘導班
	避難開始の連絡	避難誘導班に確認	〇〇では、〇〇時〇〇分に避難を開始しました。	情報連絡班	市役所の担当部署
	洪水警報	インターネット(気象庁HP)	洪水警報が発表されました。警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	氾濫警戒情報	インターネット(川の防災情報)	〇〇川に氾濫警戒情報が発表されました。警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
警戒レベル 4	大雨警報	インターネット(気象庁HP)	大雨警報が発表されました。警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	避難指示	役場からの情報	避難指示が発令されました。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	避難完了の連絡	避難誘導班に確認	〇〇では、〇〇時〇〇分に避難を完了しました。	情報連絡班	市役所の担当部署
警戒レベル 5	氾濫危険情報	インターネット(川の防災情報)	〇〇川に氾濫危険情報が発表されました。非常体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	土砂災害警戒情報	インターネット(気象庁HP)	土砂災害警戒情報が発表されました。非常体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者

利用者緊急連絡先一覧表 ⇒様式8
緊急連絡網 ⇒様式9
外部機関等の緊急連絡先一覧表 ⇒様式10

9

10 様式 5（避難誘導・設備整備）

様式 5 では、避難誘導や避難に必要な設備等について記載します。

7 避難に必要な設備の整備

様式 5

避難誘導の際に使用する設備等については、下表に示すとおりである。これらの設備等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難に必要な設備等			
分類	設備等	数量	設置場所、保存場所
通常の設備	エレベーター	1	施設中央部(1~3階)
	上下階の移動のできる大型スロープの設置	0	—
	車椅子	10	各階の職員エリア
	その他(担架)	3	各階の職員エリア
緊急時の設備	停電対策としての非常用電源の設置	1	2階機械室
	土のう	20	1階備品倉庫
	止水板	0	—
	階段昇降機の設置	3	1階備品倉庫
	その他(非常用サイレン)	3	屋上

8 避難に必要な装備品や備蓄品の整備

避難に必要な装備品や備蓄品等の例については、下表に示すとおりである。これらの装備品や備蓄品等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

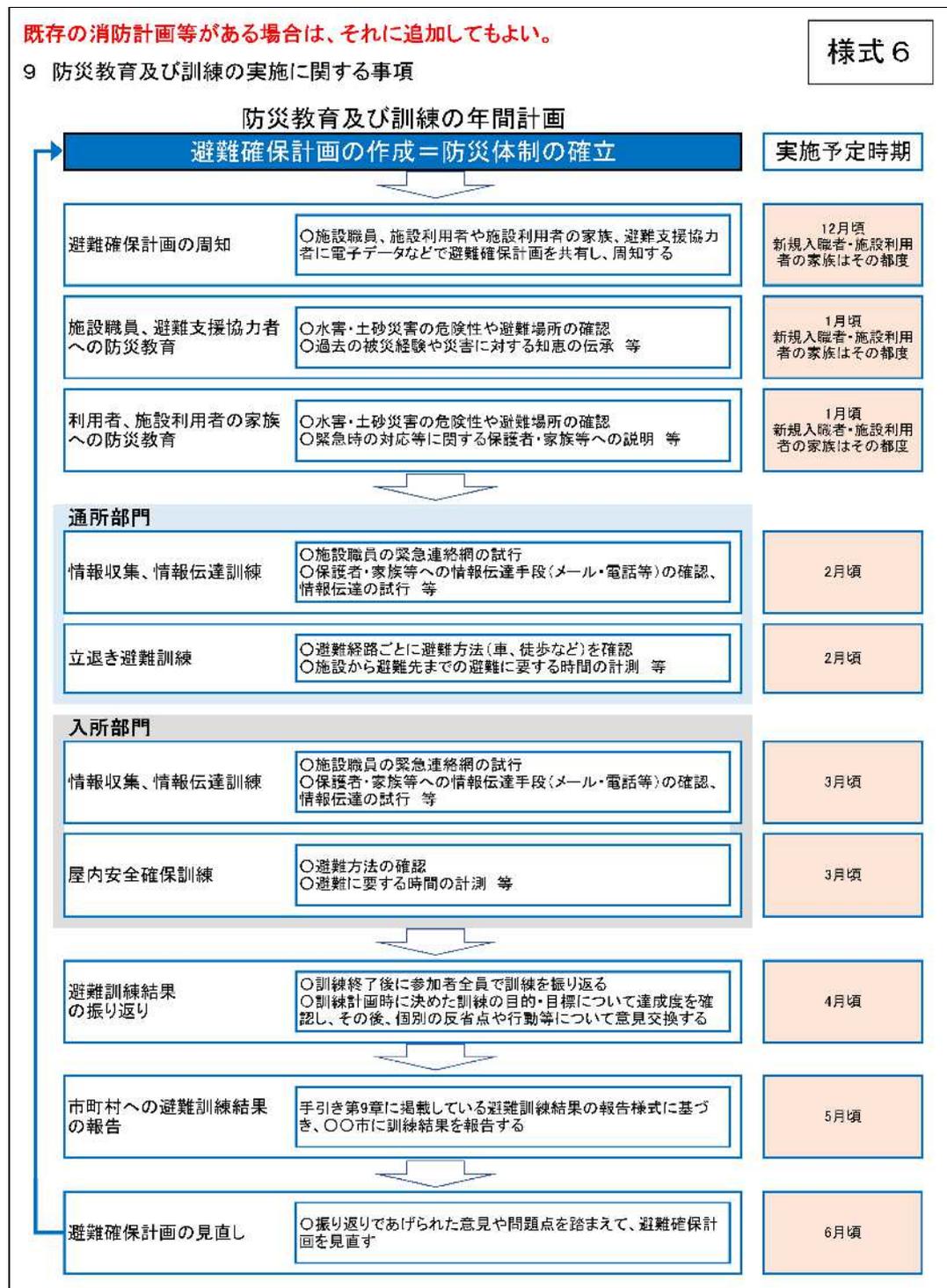
避難に必要な装備品や備蓄品等			
分類	装備品や備蓄品等	数量	設置場所、保存場所
情報収集・伝達	テレビやラジオ	1	受付
	インターネットに接続したパソコンやタブレット端末	10	受付、各階の職員エリア
	電話やファックス	5	受付、各階の職員エリア
	携帯電話やスマートフォン	10	各職員
	電池や非常用電源	1	2階機械室
避難誘導	名簿(施設利用者)	10	受付、各階の職員エリア
	案内旗	5	1階備品倉庫
	ビブス	30	1階備品倉庫
	懐中電灯	5	1階備品倉庫
	ハンドマイク	3	1階備品倉庫
	雨具	20	1階備品倉庫
	ライフジャケットやヘルメット	20	1階備品倉庫
	避難ルートを示したマップ	5	受付、各階の職員エリア
	救急用品	5	受付、各階の職員エリア
	移動用の車両	5	車庫
避難先	水や食糧	3日/人	1階備品倉庫
	衛生用品や衣料品	3日/人	1階備品倉庫
	電池や携帯充電器	10	1階備品倉庫
その他	防寒着・毛布	20	1階備品倉庫
	携帯トイレ	30	1階備品倉庫

【ポイント】

- ・災害時に避難で必要な設備・備蓄等は、常時から職員間等で把握しておきましょう。
- ・近年の新型コロナウイルス感染症に伴い、感染症対策も必要です（マスク等）。

11 様式 6 (防災訓練・教育)

様式 6 では、防災訓練や防災教育について記載します。



【ポイント】

- ・ 避難訓練の詳細は、別紙 2 をご確認ください。

12 様式 8～12（一覧等）

○様式 8

利用者緊急連絡先一覧表を記載してください（既存名簿で可能）

○様式 9

緊急連絡網を作成してください（既存名簿で可能）

○様式 10

外部機関等の緊急連絡先一覧表を作成してください（既存名簿で可能）

○様式 11

対応別避難誘導一覧表を作成してください（既存名簿で可能）

○様式 12

防災体制一覧表を作成してください（既存体制を確立していれば併用可能）

※上記書類は町への提出不要です。

13 自衛水防組織を設置する場合

今回の例では自衛水防組織を設置しませんが、設置する場合は下記の作成が必要です。

1. 様式 7（自衛水防組織の業務に関する事項）
2. 別添（自衛水防組織活動要領）
3. 別表 1（自衛水防組織の編成と任務）
4. 別表 2（自衛水防組織装備品リスト）

※設置を努力義務とされているのは、洪水・雨水・高潮が対象の施設です。

津波・土砂災害が対象の施設は、努力義務の規定はありません。

（水防法第十五条の三第 6 項）

14 別紙 1～3（避難経路・タイムライン）

（1）別紙 1（避難先までの避難経路図）

洪水時（雨水出水・高潮・津波・土砂災害）の避難先と避難経路を作成します。

別紙 1

【避難先までの避難経路図】

	立退き避難					
	避難先 1	避難に要する時間	避難先 2	避難に要する時間	避難先 3	避難に要する時間
洪水	志免中央小学校	10分	志免町民センター	5分	町民体育館	15分
雨水出水						
高潮						
津波						
土砂災害						

避難先 1 志免中央小学校 (→)
 避難先 2 町民センター (→)
 避難先 3 町民体育館 (→)

※施設の位置、避難先の位置、避難方法（徒歩、自動車等）、避難に要する時間等を記載してください。
 避難先は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

（2）別紙 2（施設建物内の避難経路図）

別紙 1 と同じ要領で、施設建物内の避難経路図を作成します。

(3) 別紙 3 (タイムライン)

施設における避難行動を時系列順に整理したタイムラインを確認しましょう。

別紙 3

ご自身の施設における避難に必要な行動を時系列順に整理したタイムラインを確認しましょう。

施設型タイムラインの設定	統括指揮者 ※全体を指揮	情報連絡班 ※情報収集や伝達	避難誘導班 ※利用者の避難支援	装備品等準備班 ※服装や装備品等の点検・準備
防災気象情報、避難情報				
■早期注意情報 (警報級の可能性) 警戒レベル1	・状況把握、指揮 ・体制確立の判断 ・事前休業の判断	・気象情報等収集 ・施設職員への情報伝達	・(避難誘導体制の確認) ・(避難ルートの確認)	・(避難に必要な設備や 装備品、備蓄品、避難先 への持ち出し品等を点検し 準備)
■大雨注意報 警戒レベル2 ■洪水注意報 ■高潮注意報	・状況把握、指揮 ・施設職員等召集 ・(避難開始判断)	・気象情報、水位情報、 避難情報、避難先情報 等の収集 ・施設職員や避難支援 協力者へ連絡	・避難誘導体制の確認 ・避難ルートの確認 ・(避難誘導開始)	・避難に必要な設備や装 備品、備蓄品、避難先へ の持ち出し品等を点検し 準備 ・移動用車両の手配
■高齢者等避難 警戒レベル3 ■洪水警報 ■氾濫警戒情報 ■高潮注意報 ■大雨警報(土砂災害)	・状況把握、指揮 ・避難開始判断	・気象情報、水位情報、 避難情報等の収集 ・利用者家族等への連絡 ・市町村等への連絡	・避難誘導開始	・要配慮者等の装備品 の装着 ・移動用車両の確保 ・避難先への持ち出し品 等を運搬
■避難指示 警戒レベル4 ■氾濫危険情報 ■高潮警報 ■高潮特別警報 ■土砂災害警戒情報	・状況把握、指揮 ・避難先での利用者支援 の監督 ・(緊急安全確保の判断)	・市町村等への連絡	・避難完了の確認 ・避難先での利用者支援 ・(緊急安全確保の誘導)	・避難先での持ち出し品 等の管理
■緊急安全確保 警戒レベル5 ■大雨特別警報 ■氾濫発生情報	・緊急安全確保			

※上記別紙 3 (タイムライン) は町への提出不要です。

15 既存の計画に追記する場合

(非常災害対策計画、学校の危機管理マニュアル、消防計画など)

既存の計画に、下記の必要事項を追記することで避難確保計画の作成が可能です。

(1) 洪水編

①計画の目的に「洪水時の避難」を追記

計画の目的に、水防法第 15 条の 3 第 1 項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を加えます。

<追加例>

(目的)

第〇条 この計画は、〇〇法第〇条第〇項の規定に基づき、・・・を図ることを目的とする。

また、水防法第 15 条の 3 第 1 項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

②自衛水防組織の項目を追加 ※自衛水防組織を設置する場合

自衛消防組織の記載を参考に、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務を記載します。

※なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可能です。

<追加例>

(自衛水防の組織と任務分担)

第〇条 自衛水防組織について、次のとおり設置する。

(1) 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

(2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

① 毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。

② 毎年 5 月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3) 自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、遅滞なく、当該計画を志免町へ報告する。

③洪水時の防災体制の項目を追加

「洪水時の防災体制」の項目を追加し、洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員を記載します。

<追加例>

(洪水時の活動)			
第〇条 洪水時には、次の防災体制をとる。			
【防災体制確立の判断時期及び役割分担】			
	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意 体制	以下のいずれかに該当する 場合 ➢ 洪水注意報発表 ➢ 片峰新橋氾濫注意水位 (2.8m) 等	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		警戒 体制	以下のいずれかに該当する 場合 ➢ 高齢者等避難の発令 ➢ 洪水警報発表 ➢ 片峰新橋避難判断水位 (3.1m) 等
非常 体制	以下のいずれかに該当する 場合 ➢ 避難指示の発令 ➢ 片峰新橋氾濫危険水位 (3.5m) 等	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員
上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。			

④洪水時の避難誘導の項目を追加

「洪水時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を記載します。

※なお、震災時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することで可能です。

<追加例>

(洪水時の避難誘導)

第〇条 洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。

(1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険も伴うことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導方法

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について説明する。

避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。

避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。

避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

浸水するおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	〇〇〇〇	(〇〇) m	・ 徒歩 ・ 車両 () 台
屋内安全確保	〇〇〇〇		

避難経路図 (略)

⑤避難の確保を図るための施設を追加

洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を記載する。※自衛消防組織の装備または震災時等に備えた資機材等の記述がある場合、その他不足する資器材を追記することで可能です。

<追加例>

(洪水に備えての準備品)

第〇条 第〇条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用又は持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

避難確保資器材一覧

不足分は追加すること

備 蓄 品	
情報収集 ・伝達	・テレビ ・ラジオ ・タブレット ファックス ・携帯電話 ・懐中電灯 ・電池 ・携帯電話用バッテリー
避難誘導	・名簿（従業員、施設利用者） ・案内旗 ・タブレット ・携帯電話 ・懐中電灯 ・携帯用拡声器 ・電池式照明器具 ・電池 ・携帯電話用バッテリー ・ライフジャケット ・蛍光塗料 ・搬送具 ・カルテのバックアップデータ（紹介状・処方箋作成用）
施設内の 一時避難	・水（1人あたり__ℓ） ・食料（1人あたり__食分） ・寝具 ・防寒具
高齢者	・おむつ ・おしりふき
障害者	・常備薬
乳幼児	・おむつ ・おしりふき ・おやつ ・おんぶひも
そのほか	・ウェットティッシュ ・ゴミ袋 ・タオル ・マスク ・（ ）
浸水を防ぐための対策	
・土嚢 ・止水板 ・そのほか（ ）	

⑥洪水時に係る教育・訓練の項目を追加

従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追加します。

※実情に応じ、各施設で実施している教育・訓練をもって代えることが可能です。

<追加例>

(洪水対策に係る教育及び訓練)

第〇条 施設管理者は、次により洪水対策に係る教育及び訓練を行うものとする。

実施毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。

毎年5月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

その他、年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。

16 参考資料

- (1) 要配慮者利用施設の浸水対策（国交省）・・・計画の手引き・ひな型
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>
- (2) 志免町 HP・・・上記（1）及び作成マニュアル・提出方法等について
- (3) 志免町防災ハザードマップ・・・志免町の災害リスク（浸水想定区域）等
<http://www.town.shime.lg.jp/site/bousai-bouhan/bousaihazardmap.html>
- (4) 志免町指定避難所一覧
<http://www.town.shime.lg.jp/site/bousai-bouhan/hinanjo.html>
- (5) 志免町防災気象情報システム・・・宇美川の水位・近隣の雨量
<https://shime.e-monitor.jp/shime/>
- (6) 川の防災情報・・・河川情報等
<https://www.river.go.jp/index>
- (7) 気象庁 HP・・・注意報・警報・キキクル・その他気象情報等
<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- (8) 福岡県防災 HP・・・福岡県内の防災情報・避難情報等
<https://www.bousai.pref.fukuoka.jp/>
- (9) 防災メールまもるくん・・・福岡県内の防災情報をメールで受信可能
<https://www.bousai.pref.fukuoka.jp/mamorukun/>